

【 参 考 1 】

○ 建築基準法施行細則（抜粋）

昭和 36 年 9 月 1 日
京 都 府 規 則 第 27 号

（用語）

第1条 この規則において、「法」とは建築基準法（昭和25年法律第201号）、「令」とは建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、「省令」とは建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）、「条例」とは建築基準法施行条例（昭和35年京都府条例第13号）をいう。
（昭54規則44・平7規則26・一部改正）

（特殊建築物の定期報告）

第11条 法第12条第1項の規定により所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。以下第14条までにおいて同じ。）が定期に報告しなければならない建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの
- (2) 病院又は診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
- (3) 下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、かつ、その用途に供する部分を3階以上の階に有するもの
- (4) ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の3階以上の階における床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
- (5) 百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗又は展示場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの
- (6) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分のうち客席の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の3階以上の階における床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
- (7) 遊技場、ダンスホール、キャバレー、料理店、待合、ナイトクラブ、バー、飲食店又は公衆浴場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の3階以上の階における床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
- (8) 児童福祉施設等（通所施設を除く。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

2 法第12条第1項の規定による報告は、省令第5条第2項に規定する報告書に次の表に掲げる図書並びに知事が定める敷地、一般構造、構造強度、耐火構造等及び避難施設等の調査の結果を記載した書類を添えて所長に提出して行うものとする。

図書の種類	明示する事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、壁の位置、開口部及び防火戸の位置、延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造、防火区画及び隔壁の位置並びに非常口、非常用進入口及び避難施設の位置

- 3 前項の報告書は、報告の日前3月以内に行われた調査の結果に基づいて作成されたものでなければならぬ。
- 4 省令第5条第1項の規定による報告の時期は、次の表の左欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年度の4月から12月までの間とし、以後それぞれの年度の翌年度から起算して3年を経過する年度ごとの4月から12月までの間とする。

第1項第1号及び第4号に掲げる建築物	昭和58年度
第1項第2号及び第5号に掲げる建築物	昭和59年度
第1項第6号及び第7号に掲げる建築物	昭和60年度
第1項第3号に掲げる建築物のうち福知山市、亀岡市、向日市、南丹市及び京丹波町に所在する建築物	平成11年度
第1項第3号に掲げる建築物のうち城陽市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、山城町、木津町、加茂町、笠置町、和束町、精華町及び南山城村に所在する建築物	平成12年度
第1項第3号に掲げる建築物のうち舞鶴市、綾部市、宮津市、長岡京市、京丹後市、伊根町及び与謝野町に所在する建築物	平成13年度
第1項第8号に掲げる建築物	平成14年度

(昭49規則31・昭54規則44・昭58規則12・平5規則20・平10規則18・平13規則21・平16規則3・平16規則7・平16規則13・平17規則20・平17規則38・平17規則56・一部改正)

(昇降機の定期報告)

- 第12条 法第12条第3項の規定により所有者が定期に報告しなければならない昇降機は、エレベーター(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第41条第2項に規定する性能検査を受けなければならないもの及び住戸内に設けられたものを除く。)及びエスカレーターとする。
- 2 法第12条第3項の規定による昇降機に係る報告は、省令第6条第2項に規定する報告書に知事が定める検査の結果を記載した書類を添えて所長に提出して行うものとする。
- 3 前項の報告書は、報告の日前2月以内に行われた検査の結果に基づいて作成されたものでなければならぬ。
- 4 省令第6条第1項の規定による報告の時期は、1年ごととする。

(昭49規則31・全改、昭54規則44・昭58規則12・平13規則21・平16規則3・平16規則7・平17規則34・一部改正)

(建築設備の定期報告)

- 第13条 法第12条第3項の規定により所有者が定期に報告しなければならない建築設備は、第11条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる建築物に係る換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備とする。
- 2 法第12条第3項の規定による建築設備に係る報告は、省令第6条第2項に規定する報告書に次の表に掲げる図書並びに知事が別に定める換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備の検査の結果を記載した書類を添えて所長に提出して行うものとする。

図書の種類	明示する事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
建築物等の配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
排煙設備等の機械器具の位置図	縮尺、方位、各階の間取り、各室の用途、壁の位置、機械器具の種別及び位置並びに分電盤、配線図及び系統図

- 3 前項の報告書は、報告の日前3月以内に行われた検査の結果に基づいて作成されたものでなければならない。
- 4 省令第6条第1項の規定による報告の時期は、毎年度4月から12月までの間とする。
(昭49規則31・追加、昭54規則44・昭58規則12・平10規則18・平13規則21・平16規則3・平16規則7・平17規則34・一部改正)

(遊戯施設等の定期報告)

- 第14条 法第88条第1項において準用する法第12条第3項の規定により所有者が定期に報告しなければならない工作物は、次に掲げるものとする。
- (1) 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)
 - (2) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
 - (3) メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- 2 法第88条第1項において準用する法第12条第3項の規定による工作物に係る報告は、省令第6条第2項に規定する報告書に知事が別に定める検査の結果を記載した書類を添えて所長に提出して行うものとする。
 - 3 前項の報告書は、報告の日前1月以内に行われた検査の結果に基づいて作成されたものでなければならない。
 - 4 省令第6条第1項の規定による報告の時期は、1年ごととする。
(昭49規則31・追加、昭54規則44・昭58規則12・平13規則21・平16規則3・平16規則7・平17規則34・一部改正)

	No	機関名称	郵便番号	住所	電話番号	連絡担当部署	分析受付開始日	
[京都府]	119	㈱島津テクノリサーチ	〒604-8436	京都府京都市中京区西ノ京下台町一番地	075-811-3181	営業部	H17.8.22	
	120	㈱京都工場保健会	〒604-8472	京都府京都市中京区西ノ京北壺井町67番地	075-823-0528	環境保健部	H17.9.1	
	121	㈱ジーエス環境科学研究所	〒601-8397	京都府京都市南区吉祥院新田壱ノ段町5番地	075-313-6791	営業部	H17.9.12	
	122	㈱ユニチカ環境技術センター	〒611-0021	京都府宇治市宇治小椋23	0774-25-2522	営業部	H18.1.16	
[大阪府]	123	日本環境分析センター㈱	〒565-0816	大阪府吹田市長野東17-20	06-6875-7557	—	H17.7.15	
	124	㈱田岡化学分析センター	〒532-0006	大阪府大阪市淀川区西三国4-2-11	06-6396-1681	技術開発部	H17.10.11	
	125	中央労働災害防止協会 大阪労働衛生総合センター	〒550-0001	大阪府大阪市西区土佐堀2丁目3-8	06-6448-3784	分析測定室	H17.11.24	
	126	三菱マテリアル資源開発㈱ 大阪化学分析センター	〒590-0985	大阪府堺市戎島町5丁目1番地	072-221-6011	営業チーム	H17.11.1	
	127	㈱日本保健衛生協会	〒564-0036	大阪府吹田市寿町2丁目17番2号	06-6381-4381	環境事業部	H17.12.14	
	128	日本メンテナンスエンジニアリング㈱	〒578-0965	大阪府東大阪市本庄西1丁目10番24号	06-4309-3711	アスベスト分析センター	H18.1.4	
	129	日本水処理工業㈱	〒530-0046	大阪府大阪市北区菅原町8-14	06-6363-5660	検査課	H17.11.20	
	130	㈱タツタ環境分析センター	〒578-8585	大阪府東大阪市岩田町2丁目3番1号	06-6725-6688	営業部	H18.4.1	
	131	㈱総合水研究所	〒590-0984	大阪府堺市神南辺町1丁目4番6号	072-224-3532	分析室	H17.7.1	
	132	㈱片山化学工業研究所	〒533-0023	大阪府大阪市東淀川区東淡路1-6-7	06-6321-7317	大阪分析センター	H18.1.4	
	133	㈱中研コンサルタント	〒551-0021	大阪府大阪市大正区南恩加島7-1-55	06-6556-2380	技術部 材料調査課	H17.7.1	
	134	㈱三井化学分析センター 大阪分析部	〒592-0001	大阪府高石市高砂1-6	072-268-3313	環境分析G	H18.8.17	
	[兵庫県]	135	㈱ケイエヌラボアナリシス	〒660-0095	兵庫県尼崎市大浜町1-1	06-6416-5200	分析事業部業務部	H17.7.28
		136	ツルイ化学㈱	〒676-8686	兵庫県高砂市荒井町新浜2丁目1番1号 三菱重工㈱ 高砂研究所内	0794-43-0716	技術2グループ	H17.11.1
137		㈱コベルコ科研	〒651-0073	兵庫県神戸市中央区臨浜海岸通1丁目5-1 (国際健康開発センター6階)	078-272-5695	営業統括部	H17.10.1	
138		㈱ひょうご環境創造協会	〒654-0037	兵庫県神戸市須磨区行平町3-1-31	078-735-2776	環境技術部大気課	H17.11.1	
139		三洋電機㈱ 環境リサーチセンター	〒675-2398	兵庫県加西市北条町北条323番地	0790-43-1900	環境リサーチセンター	H17.11.1	
140		㈱環境ソルテック	〒676-8540	兵庫県高砂市荒井町新浜1丁目2番1号	0794-43-6508	営業部	H17.10.1	
141		住友電工テクニカルソリューションズ㈱	〒664-0016	兵庫県伊丹市昆陽北1-1-1	072-771-0647	伊丹分析センター	H17.10.10	
142		川重テクノサービス㈱	〒673-8666	兵庫県明石市川崎町1-1	078-921-1671	分析技術部	H17.10.17	
143		㈱カネカテクノリサーチ	〒652-0803	兵庫県神戸市兵庫区大開通り1-1-1 神鉄ビル6F	078-574-1501	環境分析営業グループ	H18.1.12	
144		住友金属テクノロジー㈱ 受託研究事業部	〒660-0891	兵庫県尼崎市扶桑町1番8号	06-6489-5714	物性評価部物性評価チーム	H18.4.1	
145		富士通分析ラボ㈱	〒674-8555	兵庫県明石市大久保町西臨64	078-934-8207	明石事業部	H18.2.20	
146		㈱兵庫分析センター	〒671-1116	兵庫県姫路市広畑区正門通4丁目10-8	0792-36-9446	計測・メンテグループ	H18.1.10	

【参考3】

改訂

既存建築物の吹付けアスベスト粉じん 飛散防止処理技術指針・同解説 2006

編集 「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん
飛散防止処理技術指針・同解説」編集委員会
編集協力 国土交通省住宅局建築指導課

日本建築センター

改訂

既存建築物の吹付けアスベスト粉じん
飛散防止処理技術指針・同解説 2006

平成18年9月15日 第1版第1刷

定価：4,200円（本体4,000円＋税）

編 集 [既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛
散防止処理技術指針・同解説]編集委員会
編 集 協 力 国土交通省住宅局建築指導課
発 行 財団法人 日本建築センター

〒105-8438

東京都港区虎ノ門3-2-2

(第30森ビル)

電 話 (03)3432-8156

F A X (03)5472-0302

ISBN4-88910-142-X C3052 ¥4000E